

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

# 第16回会議資料



平成17年7月28日(木)午後1時30分から

大野原町中央公民館3階講義室

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

第16回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会 会議次第

平成17年7月28日(木)午後1時30分から  
大野原町中央公民館3階講義室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 協議事項

- (1) 議案第14号 平成17年度観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会歳入歳出補正予算(第1号)(案)について

(2) 報告事項

- (1) 報告第58号 新市の市章マニュアル作成委託契約の締結について
- (2) 報告第59号 手数料の取扱いについて
- (3) 報告第60号 消防団・海防団の取扱いについて
- (4) 報告第61号 各種事務事業(コミュニティ関係)の取扱いについて
- (5) 報告第62号 各種事務事業(人権擁護関係)の取扱いについて
- (6) 報告第63号 各種事務事業(交通関係)の取扱いについて
- (7) 報告第64号 各種事務事業(国際交流・友好都市関係)の取扱いについて
- (8) 報告第65号 各種事務事業(各種福祉制度関係)の取扱いについて
- (9) 報告第66号 各種事務事業(学校給食関係)の取扱いについて

(3) その他

- (1) 第17回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程について

4 閉 会

議案第 1 4 号

平成 1 7 年度観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会歳入歳出補正予算(第 1 号)(案)について

平成 1 7 年度観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会歳入歳出補正予算(第 1 号)(案)について、別紙のとおり定める。

平成 1 7 年 7 月 2 8 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

会 長 平 野 清

平成17年度

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会補正予算書（第1号）

（案）

平成17年7月28日 提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

平成17年度観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会補正予算（第1号）

平成17年度観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ16,963千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59,989千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

・  
4  
・

平成17年7月28日 提 出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

会 長 平 野 清

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		1	16,963	16,964
	1 繰越金	1	16,963	16,964
歳入合計		43,026	16,963	59,989

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 運営費		1	16,963	16,964
	3 諸費	1	16,963	16,964
歳出合計		43,026	16,963	59,989

歳入歳出事項別明細書

歳 入

(款) 5 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	1	16,963	16,964	1 繰越金	16,963	繰越金 16,963
計	1	16,963	16,964		16,963	

歳 出

(款) 1 運営費

(項) 3 諸 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源		一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	その他					
1 諸 費	1	16,963	16,964			16,963	23 償還金, 利子 及び割引料	16,963	市町還付金(均等割50%、人口割50%)	16,963
計	1	16,963	16,964			16,963				



報告第 5 8 号

新市の市章マニュアル作成業務委託契約の締結について

新市の市章マニュアル作成業務委託の締結について、別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 7 月 2 8 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会  
会 長 平 野 清

## 新市の市章マニュアル作成業務委託契約の締結について

- 1 契約の目的 新市の市章は、新しい「観音寺市」の思いや将来像である「海・山・川 そして人が織りなす『新・田園都市』 ~豊かさとやすらぎがあふれる協働のまち・かんおんじ~」のイメージを新市の内外に広く伝えていく大変重要なものである。よって、市章デザインの目的やデザイン要素、デザインの展開の在り方、使い方のルールを定め、有効に活用していくことを目的とする。
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約日 平成17年6月1日
- 4 委託期間 平成17年6月1日~平成17年8月31日
- 5 契約金額 1,008,000円  
(うち消費税及び地方消費税 48,000円)
- 6 契約の相手方 住所 観音寺市流岡町79番地  
氏名 有限会社 ヴォックス  
代表取締役 大 西 洋 三
- 7 業務の内容  
新市の市章マニュアル作成業務
  - (1) デザインの基本要素
  - (2) 市章の作図法
  - (3) 表示色
  - (4) 文字との組合せ
  - (5) 展開例 等

報告第59号

手数料の取扱いについて

手数料の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成17年7月28日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会  
会 長 平 野 清

【手数料一覧】

種 別	観音寺市		大野原町		豊 浜 町		調整結果	
	金 額		金 額		金 額		金 額	
租税公課に関する証明	1通につき	350円	1件につき	300円	1件につき	300円	1通につき	350円
土地及び建物についての証明	1件につき	350円			1件につき	300円	1件につき	350円
営業に関する証明	1通につき	350円	1件につき	300円	1件につき	300円	1通につき	350円
公簿、公文書等の謄・抄本及び図面の写し	1枚につき	350円	1通につき	300円			1枚につき	350円
公簿、公文書、図面の閲覧	1回につき	300円	1件につき	300円	1件につき	300円	1回につき	300円
住宅用家屋証明申請	1件につき	1,300円	1件につき	1,300円	1件につき	1,300円	1件につき	1,300円
身分に関する証明	1通につき	350円	1件につき	300円	1件につき	300円	1通につき	350円
印鑑登録証の交付	1件につき	350円	1件につき	300円	1件につき	300円	1件につき	350円
印鑑に関する証明	1通につき	350円	1通につき	300円	1件につき	300円	1通につき	350円
住民基本台帳に関する証明	1件につき	350円	1件につき	300円	1件につき	300円	1件につき	350円
外国人登録に関する証明			1通につき	300円			1件につき	350円
その他事実に関する証明	1件につき	350円			1件につき	300円	1件につき	350円
住民基本台帳の閲覧	1件につき	350円	1件につき	300円	1件につき	300円	1件につき	350円
住民基本台帳カード交付	1件につき	500円	1件につき	500円	1件につき	500円	1件につき	500円
公的個人認証サービスに係る電子証明書発行	1件につき	500円	1件につき	500円	1件につき	500円	1件につき	500円
戸籍の謄抄本又は戸籍の全部若しくは一部の記録事項証明の交付	1通につき	450円	1通につき	450円	1通につき	450円	1通につき	450円
除かれた戸籍の謄抄本又は除かれた戸籍の全部若しくは一部の記録事項証明の交付	1通につき	750円	1通につき	750円	1通につき	750円	1通につき	750円
戸籍に記載した事項に関する証明	1件につき	350円	1件につき	350円	1件につき	350円	1件につき	350円
除かれた戸籍に記載した事項に関する証明	1件につき	450円	1件につき	450円	1件につき	450円	1件につき	450円
届出若しくは申請の受理の証明又は戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用するする場合を含む。）の書類に記載した事項の証明書の交付	1通につき	350円	1通につき	350円	1通につき	350円	1通につき	350円

【手数料一覧】

種 別	観音寺市		大野原町		豊 浜 町		調整結果	
	金 額		金 額		金 額		金 額	
結婚、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合の証明書の交付	1通につき	1,400円	1通につき	1,400円	1通につき	1,400円	1通につき	1,400円
戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類の閲覧	書類1件につき	350円	1件につき	350円	1件につき	350円	書類1件につき	350円
臨時運行許可申請に対する審査	1両につき	750円	1両につき	750円	1両につき	750円	1両につき	750円
公共下水道排水設備指定工事店の登録	1件につき	3,000円					1件につき	3,000円
畜犬登録	1頭につき	3,000円	1頭につき	3,000円	1頭につき	3,000円	1頭につき	3,000円
狂犬病予防注射	1頭につき	2,300円	1頭につき	2,300円	1頭につき	2,300円	1頭につき	2,300円
狂犬病予防注射済票交付	1頭につき	550円	1件につき	550円	1件につき	550円	1頭につき	550円
畜犬の鑑札の再交付	1頭につき	1,600円	1件につき	1,600円	1件につき	1,600円	1頭につき	1,600円
狂犬病予防注射済票再交付	1頭につき	340円	1件につき	340円	1件につき	340円	1頭につき	340円
船員法第19条の報告書の証明	1通につき	2,600円					1通につき	2,600円
雇入契約のない船長の就職又は退職並びにその乗り組む船舶の名称、総トン数及び航行区域若しくは従業制限又はこれらの変更の証明	1件につき	870円					1件につき	870円
船員手帳の記載事項の証明	1件につき	870円					1件につき	870円
船員法第50条第3項の規定に基づく船員手帳の交付又は書換え	1件につき	1,900円					1件につき	1,950円
船員法第50条第3項の規定に基づく船員手帳の訂正	1件につき	430円					1件につき	430円
優良住宅新築認定申請 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のときは	1件につき	6,200円			1件につき	6,200円	1件につき	6,200円
100平方メートルを超え500平方メートル以下のときは		8,600円				8,600円		8,600円
500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは		13,000円				13,000円		13,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のときは		35,000円				35,000円		35,000円
10,000平方メートルを超えるときは		43,000円				43,000円		43,000円

【手数料一覧】

種 別	観音寺市	大野原町	豊 浜 町	調整結果
	金 額	金 額	金 額	金 額
良質住宅新築認定申請	1件につき		1件につき	1件につき
新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のときは	6,200円		6,200円	6,200円
100平方メートルを超え500平方メートル以下のときは	8,600円		8,600円	8,600円
500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは	13,000円		13,000円	13,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のときは	35,000円		35,000円	35,000円
10,000平方メートルを超えるときは	43,000円		43,000円	43,000円
優良宅地造成認定申請	1件につき 86,000円		1件につき 86,000円	1件につき 86,000円
鳥獣飼養許可証の交付又は更新若しくは再交付	1件につき 3,400円	1件につき 3,400円	1件につき 3,400円	1件につき 3,400円

報告第60号

消防団・海防団の取扱いについて

消防団・海防団の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成17年7月28日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会  
会 長 平 野 清

【調整方針】

消防団

1市2町の消防団については、合併時に統合し、消防団員の定員、任免、給与、服務等は合併時まで調整する。

【調整結果】

(1)組織・任用等

		観音寺市		大野原町		豊浜町		調整結果
消防団の名称		観音寺市消防団		大野原町消防団		豊浜町消防団		観音寺市消防団
消防団の区域		全域		全域		全域		全域
組織	分団数	11分団		9分団		5分団		23分団
	団員数	条例定数	現団員数	条例定数	現団員数	条例定数	現団員数	条例定数
	団長	1	1	1	1	1	1	1
	統括副団長	-	-	-	-	-	-	2
	副団長	4	4	2	2	2	2	8
	指導部長	-	-	1	1	-	-	1
	分団長	11	10	8	8	4	4	22
	副分団長	10	10	8	8	4	4	22
	部長	31	29	9	9	5	5	43
	班長	53	51	33	33	26	26	110
	団員	260	260	143	143	123	122	526
計	370	365	205	205	165	164	735	
任用	団員等の任用	(1)本市に居住する年齢満18歳以上50歳未満であること。ただし、団長、副団長等にして特に必要あるときは、この限りでない。 (2)志操堅固で、かつ身体強健な者。		(1)本町及び観音寺市、豊浜町に居住する者。 (2)年齢満18歳以上55歳未満であるもの。ただし、団長、副団長、分団長、副分団長についてはこの限りでない。 (3)志操堅固、身体強健であってその職務の遂行に支障なき者。		区域内の住民で次に掲げる者。 (1)年令18歳以上の者 (2)身体強健で素行善良な者		(1)本市に居住する年齢満18歳以上60歳未満であること。ただし、団長、副団長等にして特に必要あるときは、この限りでない。 (2)志操堅固で、かつ身体強健な者。
	団長等の任期	団長～班長 2年		団長～副分団長 4年		団長～班長 3年		団長～班長 3年



(2)報酬・費用弁償等

(単位:円)

		観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果
報 酬	団 長	172,000	184,000	179,000	180,000
	統 括 副 団 長	-	-	-	160,000
	副 団 長	128,000	113,000	108,000	120,000
	指 導 部 長	-	86,000	-	90,000
	分 団 長	90,000	86,000	90,000	90,000
	副 分 団 長	57,000	63,000	61,000	60,000
	部 長	42,000	45,000	44,000	44,000
	班 長	37,000	41,000	40,000	40,000
	団 員	28,000	33,000	33,000	33,000
そ の 他	運 転 手	44,000			
費 用 弁 償	水 火 災	1回につき 2,200	1回につき 2,600	1回につき 火 2,500 水 2,400	1回につき 2,600
	警 戒	1回につき 2,200	1回につき 2,100	1回につき 2,100	1回につき 2,300
	訓 練	1回につき 2,200	1回につき 2,100	1回につき 2,500	1回につき 2,300
	そ の 他	分団運営費 本部 220,000/年 分団 170,000/年	分団運営費 80,000/年 車両整備費 80,000/年	団員訓練手当 13,000/年 分団運営費 120,000/年 機関員訓練手当 26,000/年	分団運営費 本部 470,000/年 分団 250,000/年
	旅 費	職員の旅費に関する条例による。	団長は議会議員、それ以外は町職員の条例に準ずる。	町職員旅費支給条例の定めるところによる。	職員の旅費に関する条例による。
退 職 報 償	香川縣市町総合事務組合消防団員退職報奨金支給条例による	香川縣市町総合事務組合消防団員退職報奨金支給条例による	香川縣市町総合事務組合消防団員退職報奨金支給条例による	香川縣市町総合事務組合消防団員退職報奨金支給条例による	
消 防 賞 じ ゅ つ 金 ・ 殉 職 者 特 別 賞 じ ゅ つ 金	条例なし	条例なし	条例なし	条例なし	
被 服 等 の 貸 与	全 団 員 対 象 制 服 靴 略 帽 作 業 衣	1 1 1 1 1	制 服 靴 略 帽 作 業 衣	1 1 1 1 1	制 服 靴 略 帽 作 業 衣

報告第 6 1 号

各種事務事業（コミュニティ関係）の取扱いについて

各種事務事業（コミュニティ関係）の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 7 月 2 8 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会  
会 長 平 野 清

合併協定項目番号	23-2	合併協定項目名	各種事務事業（コミュニティ関係）の取扱いについて	専門部会名		企画部会		分科会名		広聴広報分科会	
調整方針	連合組織については、統合できるよう調整に努める。										
項目	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果							
自治会組織	<p>1. 組織 各町ごとの単位自治会、その上に各小学校区に地区連合自治会、地区連合会会長及び副会長が観音寺市自治会協議会を組織。 単位自治会（138自治会）</p> <p>地区連合自治会（11地区）</p> <p>観音寺市自治会協議会（23名）</p> <p>2. 連合組織 名称－観音寺市自治会協議会 役員－ 会長1名 副会長2名 幹事2名 総務部長1名 業務部長1名</p> <p>3. 単位組織 自治会加入率 72.7% 加入世帯数 11,554世帯</p> <p>4. 活動内容 町内の環境整備 町内の福利厚生 町内の保健福祉 町内の社会福祉活動 町内住民相互の連絡 回覧物の回覧 その他</p> <p>5. 香川県連合自治会 会費分担金 75,900円 （＝均等割り3万円＋世帯割45,900円）</p> <p>6. 事業内容 自治会総会 観音寺市自治会協議会 視察研修旅行 香川県連合自治会表彰総会 香川県市町連合自治会会長及び担当者会 市長との対話</p>	<p>1. 組織 単位自治会（99自治会）及びその代表者（8名）による連合自治会</p> <p>2. 連合組織 名称：大野原町連合自治会会長会 役員：会長1名 副会長1名</p> <p>3. 単位組織 自治会加入率：92.6% 加入世帯数：3,340世帯</p> <p>4. 活動内容 自治会内の環境整備 自治会内の福利厚生 自治会内の社会福祉活動 自治会内の住民相互の連絡 行政と住民の連絡調整 回覧物の回覧 その他</p> <p>5. 香川県連合自治会 町負担金 40,600円（総務費、一般管理費）</p> <p>6. 事業内容 自治会会長（年間2回） 連合自治会会長（年間2回） 香川県連合自治会表彰総会 香川県市町連合自治会会長及び担当者会</p>	<p>1. 組織 各自治会毎に結成している。現在は29自治会ある。</p> <p>2. 連合組織 豊浜町自治会協議会 役員－会長1名 副会長2名 監事2名 会計1名 書記2名</p> <p>3. 単位組織 自治会加入率 91.6% 加入世帯 2,753世帯</p> <p>4. 活動内容 各種団体との連絡調整 自治活動の推進 回覧物の回覧 その他</p> <p>5. 香川県連合自治会 会費分担金（＝均等割30,000円＋世帯割8,763円）</p> <p>6. 事業内容 自治会総会 自治会会長（年間5回） 香川県連合自治会表彰総会 香川県市町連合自治会会長及び担当者会</p>	<p>1. 組織 ・単位自治会 ... 266自治会 ・地区連合自治会 ... 23地区 （大野原町、豊浜町については、支所で事務を取り扱う）</p> <p>・自治会協議会役員（31名）</p> <p>2. 連合組織 名称 観音寺市自治会協議会 役員 ... 会長 1名 副会長 2名 監事 2名 会計 1名 書記 2名</p> <p>4. 活動内容 町内の環境整備 町内の福利厚生 町内の保健福祉 町内の社会福祉活動 町内住民相互の連絡 回覧物の回覧 その他</p> <p>5. 香川県連合自治会 あらためて新観音寺市として加入する。</p> <p>6. 事業内容 自治会総会 観音寺市自治会協議会 視察研修旅行 香川県連合自治会表彰総会 香川県市町連合自治会会長及び担当者会 市長との対話</p>							

報告第62号

各種事務事業（人権擁護関係）の取扱いについて

各種事務事業（人権擁護関係）の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成17年7月28日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会  
会 長 平 野 清

協定項目番号	23-4	合併協定項目	各種事務事業(人権擁護関係)の取扱い	担当部会名	住民部会	担当分科会名	人権分科会
調整方針	人権擁護審議会並びに「人権教育のための国連10年」行動計画等啓発活動事務については、合併時に再編統一する。						
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果			
人権啓発活動事務	<p>1.【人権擁護審議会設置事業】</p> <p>あらゆる差別をなくし、人権擁護を図るための重要事項を調査、審議する。</p> <p>ア 審議会の開催 必要の都度開催</p> <p>イ 組織構成…委員20人以内 次の者から市長が委嘱または任命 (1) 人権擁護に関し識見を有する者 (2) 市議会の議員 (3) 市の職員</p> <p>ウ 任期…2年</p> <p>&lt;観音寺市人権擁護に関する条例&gt; &lt;観音寺市人権擁護審議会に関する規則&gt;</p> <p>2.【「人権教育のための国連10年」観音寺行動計画】 市民の人権意識の高揚を一層図り、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進し、人権尊重社会の実現に努める。 また、「観音寺市人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、全庁あげての取り組みを行っている。</p> <p>ア 組織構成…26名 本部長 市長 副本部長 助役 収入役 教育長 本部員 各課かい長22名 (一部の者を除く。)</p> <p>&lt;観音寺市人権教育のための国連10年推進本部設置要綱&gt;</p> <p>3.【同和対策本部】 同和対策を円滑かつ積極的に推進するための組織として設置。</p> <p>ア 組織構成…25名 本部長 助役 副本部長 収入役 教育長 本部員 各課長22名 (一部の者を除く。)</p> <p>イ 所掌事務 ・同和対策の総合振興計画策定に関すること。 ・同和対策の総合調整に関すること。 ・その他同和対策の推進のための必要事項に関すること。</p> <p>&lt;観音寺市同和対策本部設置要綱&gt;</p> <p>4.【同和対策推進書の活用】 平成13～17年度にわたる第四次総合計画のうち同和対策、同和教育について現状を認識し、期間中に講ずべき項目を掲げたものである。この推進書にもとづき同和行政を推進している。</p>	<p>1.【人権擁護審議会設置事業】</p> <p>あらゆる差別をなくし、人権擁護を図るための重要事項を調査、審議する。</p> <p>ア 審議会の開催 必要の都度開催</p> <p>イ 組織構成…委員10人以内 次の者から町長が委嘱または任命 (1) 部落差別及び人権擁護に関し識見を有する者 (2) 町議会の議員 (3) 町の職員</p> <p>ウ 任期…2年</p> <p>&lt;大野原町人権擁護に関する条例&gt; &lt;大野原町人権擁護審議会に関する規則&gt;</p> <p>2.【「人権教育のための国連10年」大野原町行動計画】 町民の人権意識の高揚を一層図り、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進し、人権尊重社会の実現に努める。 また、「大野原町人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、全町あげての取り組みを行っている。</p> <p>ア 組織構成…24名 本部長 町長 副本部長 参事 教育長 本部員 各課課長 団体長等</p> <p>&lt;大野原町人権教育のための国連10年推進本部設置要綱&gt;</p> <p>3.【同和対策本部】 同和対策を円滑かつ積極的に推進するための組織として設置。</p> <p>ア 組織構成…11名 本部長 参事 副本部長 収入役・教育長 本部員 関係課課長等</p> <p>イ 所掌事務 ・同和対策の総合振興計画策定に関すること。 ・同和対策の総合調整に関すること。 ・その他同和対策の推進のための必要事項に関すること。</p> <p>4.【大野原町同和対策総合計画の活用】 「大野原町人権擁護に関する条例」を具体化するための基本計画である。</p>	<p>1.【人権擁護審議会設置事業】</p> <p>あらゆる差別をなくし、人権擁護を図るための重要事項を調査、審議する。</p> <p>ア 審議会の開催 必要の都度開催</p> <p>イ 組織構成…委員10人以内 次の者から町長が委嘱 (1) 人権擁護に関し識見を有する者 (2) 町議会の議員 (3) 町の職員</p> <p>ウ 任期…2年(再任は妨げない。)</p> <p>&lt;豊浜町人権擁護に関する条例&gt; &lt;豊浜町人権擁護審議会に関する規則&gt;</p> <p>2.【「人権教育のための国連10年」豊浜町行動計画】 町民の人権意識の高揚を一層図り、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進し、人権尊重社会の実現に努める。 また、「豊浜町人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、全庁あげての取り組みを行っている。</p> <p>ア 組織構成…15名 本部長 町長 副本部長 助役 本部員 各課課長 団体長等</p> <p>&lt;豊浜町人権教育のための国連10年推進本部設置要綱&gt;</p>	<p>1.【人権擁護審議会設置事業】</p> <p>あらゆる差別をなくし、人権擁護を図るための重要事項を調査、審議する。</p> <p>ア 審議会の開催 必要の都度開催</p> <p>イ 組織構成…委員20人以内 次の者から市長が委嘱または任命 (1) 人権擁護に関し識見を有する者 (2) 市議会の議員 (3) 市の職員</p> <p>ウ 任期…2年</p> <p>&lt;観音寺市人権擁護に関する条例&gt; &lt;観音寺市人権擁護審議会に関する規則&gt;</p> <p>2.【「人権教育のための国連10年」行動計画】 平成16年12月31日 失効</p> <p>3.【観音寺市人権教育・啓発推進本部】 あらゆる人権課題の解決に向けて、「観音寺市人権教育・啓発に関する基本計画」の策定並びに総合的かつ効果的な推進を図る。</p> <p>組織構成 54名 本部長 市長 副本部長 助役・収入役・教育長 本部員 部長等 11名 幹事 課長等 41名 (部長2名含む)</p> <p>所掌事務 ・基本計画の策定 ・人権教育・啓発に関する諸施策の総合調整及び推進 ・その他目的達成について必要な事項</p> <p>4.【観音寺市人権政策推進本部】 人権課題の解決に向けて、人権政策を円滑かつ積極的に推進するため設置</p> <p>組織構成 53名 本部長 助役 副本部長 収入役・教育長 本部員 部長等 11名 幹事 課長等 41名 (部長2名含む)</p> <p>所掌事務 ・人権施策の基本的総合計画の策定 ・人権施策の総合調整及び推進 ・その他人権政策の目的達成のための必要な事項</p> <p>5.【同和対策推進書の活用】 平成13～17年度にわたる第四次総合計画のうち同和対策、同和教育について現状を認識し、期間中に講ずべき項目を掲げたものである。この推進書にもとづき同和行政を推進している。</p>			

協定項目番号	23-4	合併協定項目	各種事務事業(人権擁護関係)の取扱い	担当部会名	住民部会	担当分科会名	人権分科会
調整方針(案)	1 人権擁護審議会並びに「人権教育のための国連10年」行動計画等人権啓発活動事務については、合併時に再編統一する。						
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果			
人権啓発活動事務	<p>5.【啓発事業の状況】 同和問題に対する市民の理解、認識を深め同和問題の解決に向けて市民に対して啓発活動を続け差別、偏見のない人権尊重社会を創る。 また、各種団体、企業等への啓発活動なども行うとともに、市民の人権意識の高揚を図るためあらゆる機会を通して啓発活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民啓発</li> <li>・市広報紙 毎月掲載</li> <li>・人権講演会(12月開催)</li> <li>・リーフレット作成・配布</li> <li>・イベントを利用した啓発</li> <li>・銭形まつり</li> <li>・福祉まつり 人権コーナー設置 (人権に関するアンケート調査実施)</li> <li>・人権フェスタへの市民参加</li> <li>・CATVを活用した啓発</li> <li>・人権ビデオの上映</li> </ul> <p>・企業啓発 公正な採用選考を目的として啓発するとともに、企業内研修での人権啓発を促す。 ・人権啓発ビデオ一覧の配布(4月) <li>・人権啓発ビデオの貸し出し</li> <p>・職員啓発 市民の先頭に立つべき職員の意識改革を図る。 ・各種研修会等への積極的参加 <li>・職員意識調査の実施</li> <li>・庁内LANを活用した人権啓発</li> <li>・人権ステッカーの掲示促進</li> </p></p>	<p>5.【啓発事業の状況】 同和問題に対する町民の理解、認識を深め同和問題の解決に向けて町民に対して啓発活動を続け差別、偏見のない人権尊重社会を創る。 また、各種団体、企業等への啓発活動なども行うとともに、町民の人権意識の高揚を図るためあらゆる機会を通して啓発活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町民啓発</li> <li>・町広報紙 年2回掲載(8月・12月)</li> <li>・人権講演会(12月開催)</li> <li>・リーフレット作成・配布</li> <li>・人権啓発推進作品募集</li> </ul> <p>(人権に関するアンケート調査実施) 人権フェスタへの町民参加</p> <p>・企業啓発 公正な採用選考を目的として啓発するとともに、企業内研修での人権啓発を促す。</p> <p>・職員啓発 町民の先頭に立つべき職員の意識改革を図る。 ・各種研修会等への積極的参加 <li>・庁内LANを活用した人権啓発</li> <li>・人権ステッカーの掲示促進</li> </p>	<p>5.【啓発事業の状況】 町民の人権意識の普及、高揚を目的とし、あらゆる差別・偏見のない人権尊重社会を構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町民啓発</li> <li>町広報誌 毎月掲載</li> <li>人権講演会(8月、12月に開催)</li> <li>標語入り啓発物品の配布</li> <li>イベント時のアンケート調査</li> </ul> <p>人権フェスタへの参加</p> <p>・企業啓発 公正な採用選考を目的として啓発するとともに、講演会などへの積極参加を呼びかける。</p> <p>・職員啓発 町民の先頭に立つべき職員の意識改革を図る。 ・各種研修会等への積極的参加 <li>・庁内LANを活用した人権啓発</li> <li>・人権ステッカーの掲示促進</li> </p>	<p>6.【啓発事業の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民啓発</li> <li>・市広報紙 毎月掲載</li> <li>・人権講演会(12月開催)</li> <li>・リーフレット作成・配布</li> <li>・イベントを利用した啓発</li> <li>・人権コーナー設置 (人権に関するアンケート調査実施)</li> </ul> <p>人権フェスタへの市民参加 <li>・CATVを活用した啓発</li> <li>・人権ビデオの上映</li> <p>・企業啓発 公正な採用選考を目的として啓発するとともに、企業内研修での人権啓発を促す。 ・人権啓発ビデオ一覧の配布(4月) <li>・人権啓発ビデオの貸し出し</li> <p>・職員啓発 市民の先頭に立つべき職員の意識改革を図る。 ・各種研修会等への積極的参加 <li>・職員意識調査の実施</li> <li>・庁内LANを活用した人権啓発</li> <li>・人権ステッカーの掲示促進</li> </p></p></p>			

報告第63号

各種事務事業（交通関係）の取扱いについて

各種事務事業（交通関係）の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成17年7月28日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会  
会 長 平 野 清

事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果
交通安全対策会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全計画の策定 観音寺市交通安全計画を作成するため、観音寺市交通安全会議を開催する。交通安全対策基本法第26条により、作成して交通安全計画を県知事に報告する。</li> <li>交通安全計画の策定状況 現在、第7次(平成13年度から平成17年度までの5カ年間)観音寺市交通安全計画を策定している。</li> <li>交通安全対策会議 委員数 15人以内 構成委員 会長 市長 委員 ・国の関係地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 ・香川県の部内の職員のうちから市長が任命する者 ・香川県警察の警察官のうちから市長が任命する者 ・市長がその部内のうちから指名する者 ・教育長 ・消防長 及び以下の特別委員を置くことができる ・四国旅客鉄道株式会社、日本道路公団その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の職員のうちから市長が任命する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全計画の策定 大野原町交通安全計画を作成するため、大野原町交通安全会議を開催する。交通安全対策基本法第26条により、作成して交通安全計画を県知事に報告する。</li> <li>交通安全計画の策定状況 現在、第7次(平成13年度から平成17年度までの5カ年間)大野原町交通安全計画を策定している。</li> <li>交通安全対策会議 条例なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全計画の策定 豊浜町交通安全計画を作成するため、豊浜町交通安全会議を開催する。交通安全対策基本法第26条により、作成して交通安全計画を県知事に報告する。</li> <li>交通安全計画の策定状況 現在、第7次(平成13年度から平成17年度までの5カ年間)豊浜町交通安全計画を策定している。</li> <li>交通安全対策会議 条例なし</li> </ul>	<p>【調整方針】</p> <p>交通安全対策会議については、合併時に再編調整する。</p> <p>【調整結果】</p> <p>交通安全対策会議 委員数 15人以内 構成委員 会長 市長 委員 ・国の関係地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 ・香川県の部内の職員のうちから市長が任命する者 ・香川県警察の警察官のうちから市長が任命する者 ・市長がその部内のうちから指名する者 ・教育長 ・消防長 及び以下の特別委員を置くことができる ・四国旅客鉄道株式会社、日本道路公団その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の職員のうちから市長が任命する者</p>
交通安全指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>意識啓発活動の実施状況 交通事故防止の推進を図るため、観音寺市交通対策協議会に助成する。</li> <li>交通安全指導の状況(指導員の状況等) 交通指導員10人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>意識啓発活動の実施状況 交通事故防止の推進を図るため、交通キャンペーンの実施、町内小学校への横断旗・自治班旗の配布、足型用ベンキの配布を行う。</li> <li>交通安全指導の状況(指導員の状況等) 交通指導員5人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>意識啓発活動の実施状況 交通事故防止の推進を図るため、町対策協議会が主体となり街頭キャンペーン等を実施する。</li> <li>交通安全指導の状況(指導員の状況等) 交通指導員7人</li> </ul>	<p>【調整方針】</p> <p>交通安全指導については、合併時に再編調整する。</p> <p>【調整結果】</p> <p>意識啓発活動 交通事故防止の推進を図るため、観音寺市交通対策協議会に助成する。</p> <p>交通指導員 人数 30人以内 任期 2年(ただし再任可) 定年制 75歳 (ただし、任期、定年制については、平成19年4月1日より導入する)</p>



事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果
交通安全施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全施設整備 市道部会について危険箇所並びに交通事故多発地点等に、防護柵・反射鏡等を設置して交通事故の防止を図る。</li> <li>交通安全施設修繕 老朽化、または破損した反射鏡・防護柵等を修繕し、交通事故防止を図る。</li> <li>実施担当 施工箇所の決定は建設課と市民課による協議にて行い、設計・契約については建設課が、支払行為は市民課が行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全施設整備 自治会等より依頼を受け、危険箇所並びに交通事故多発地点等に、防護柵・反射鏡等を設置して交通事故の防止を図る。</li> <li>交通安全施設修繕 老朽化、または破損した反射鏡・防護柵等を修繕し、交通事故防止を図る。</li> <li>実施担当 総務企画課が実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全施設整備 危険箇所並びに交通事故多発地点等に、新たに必要とみなされる箇所へ防護柵・反射鏡等を設置して交通事故の防止を図る。</li> <li>交通安全施設修繕 老朽化、または破損した反射鏡・防護柵等を修繕し、交通事故防止を図る。</li> <li>実施担当 総務課が実施。</li> </ul>	<p>【調整方針】 交通安全施設については、合併時に再編調整する。</p> <p>【調整結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全施設整備 危険箇所並びに交通事故多発地点等に、新たに必要とみなされる箇所へ防護柵・反射鏡等を設置して交通事故の防止を図る。</li> <li>交通安全施設修繕 老朽化、または破損した反射鏡・防護柵等を修繕し、交通事故防止を図る。</li> <li>実施担当 市民課により施工箇所の決定を行い、設計・契約については建設課が、支払行為は市民課が行う。</li> </ul>
交通安全用具の支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>支給要件 新入学・入園の幼児・児童等を対象に、観音寺地区交通対策連絡協議会等で購入した交通安全啓発用品を配布。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支給要件 新入学・入園の幼児・児童等を対象に、観音寺地区交通対策連絡協議会等で購入した交通安全啓発用品を配布。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支給要件 新入学・入園の幼児・児童等を対象に、観音寺地区交通対策連絡協議会等で購入した交通安全啓発用品を配布。</li> </ul>	<p>【調整方針】 交通安全用具の支給については、合併時に再編調整する。</p> <p>【調整結果】 新入学・入園の幼児・児童等を対象に、観音寺地区交通対策連絡協議会等で購入した交通安全啓発用品を配布。</p>
チャイルドシート事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>支給要件 大野原町に住所を有する満6歳未満の幼児のいる世帯に対して、チャイルドシートを購入した場合に支給。</li> <li>支給額 対象幼児1人につき、1基あたり1万円を上限に購入金額の2分の1を助成。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支給要件 豊浜町に住所を有する満6歳未満の幼児のいる世帯で、かつ平成12年4月1日以降の出生児に対して助成。</li> <li>支給額 対象乳児1人に対し、一回限り1万円(購入に要した経費が1万円に満たない場合は、その購入に要した経費)を助成。</li> </ul>	<p>【調整方針】 チャイルドシート事業については、合併時に再編調整する。</p> <p>【調整結果】</p> <p>支給要件 観音寺市に住所を有する満6歳未満の幼児のいる世帯に対して、チャイルドシートを購入した場合に支給。 (ただし、支給は対象幼児1人につき1回限り)</p> <p>支給額 対象幼児1人につき、チャイルドシート1基あたり1万円を上限に、購入金額の2分の1を助成。</p>

報告第64号

各種事務事業（国際交流・友好都市関係）の取扱いについて

各種事務事業（国際交流・友好都市関係）の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成17年7月28日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会  
会長 平野 清

報告第 64 号	各種事務事業(国際交流・友好都市関係)の取扱い			担当部会名	企画部会	担当分科会名	企画分科会
調整方針	1 国際交流 姉妹都市・友好都市交流については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、その他の事業については、合併時に再編統一できるよう調整する。 2 友好都市 国内の姉妹都市については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において検討する。						
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果			
国際交流協会	<p>観音寺市国際交流協会 平成10年6月6日会則施行</p> <p>(1)目的 協会は、地域住民の国際交流、国際親善についての理解と関心を高め、地域住民による諸外国との幅広い国際交流活動を推進することにより、国際意識の高揚並びに諸外国との相互理解と友好親善の増進を図り、もって人づくり並びに地域づくりと国際社会の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(2)事業内容 国際交流事業の計画及び推進 国際交流に関する知識の啓発及び普及 国際交流に関する相談、調査及び研究 姉妹都市との親善交流の推進 国際交流関係団体との連絡調整及び協力 その他協会の目的達成に必要な事業</p> <p>(3)役員 会長 1名 副会長 2名 理事(会長、副会長、事務局長及び会計を含む) 20名以内 (現在18名) 監事 2名 事務局長 1名 会計 1名</p> <p>(4)観音寺市国際交流協会への補助 550千円 内訳 青少年派遣受入 300千円 その他事業運営 250千円</p> <p>(5)会費 個人 5千円 法人 10千円</p>	<p>大野原町国際交流協会 平成12年10月6日会則施行</p> <p>(1)目的 協会は、町民の国際理解並びに国際親善についての知識を深め、諸外国との幅広い交流活動を推進することにより国際感覚を養い、人づくり並びに魅力ある町づくりをめざし、国際社会の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(2)事業内容 国際交流事業の計画及び推進 国際交流に関する啓発及び普及 国際交流に関する相談、調査及び研究 国際交流関係団体との連絡調整及び協力 国際交流事業の情報・資料の収集 その他、協会の目的達成に必要な事業</p> <p>(3)役員 会長 1名 副会長 2名 理事 10名 監事 2名</p> <p>(4)大野原町国際交流協会への補助 3,800千円 内訳 中学生海外派遣費用 3,800千円</p> <p>(5)会費 個人 1千円 法人 10千円</p>		新市において、統合できるよう調整に努める。			
海外派遣	<p>市民の海外派遣 (1)女性友好の翼 派遣員の推薦</p> <p>(2)女性友好の翼、青少年の海外派遣に報償費からそれぞれ100千円、10千円を支出</p> <p>(3)青少年派遣、受入(観音寺市国際交流協会へ300千円)【再掲】</p>	<p>町民の海外派遣 (1)女性友好の翼 派遣員の推薦</p> <p>(2)大野原町民海外研修費補助事業 要綱 経費の2分の1以内とし、最高限度額を150千円とする。 事業内容 町民海外研修補助事業 (女性友好の翼1名)100千円 (青年海外派遣事業)150千円</p> <p>(3)中学生海外派遣(大野原町国際交流協会へ3,800千円)【再掲】</p>	<p>町民の海外派遣 (1)女性友好の翼 派遣員の推薦</p> <p>(2)豊浜町まちづくり海外研修助成金交付要綱により助成経費の2分の1以内とし、最高限度額を150千円とする。</p>	<p>(1)女性友好の翼 派遣員の推薦</p> <p>(2)観音寺市民海外研修費補助金(平成18年度～) 市民が他の公的機関又はこれに準ずる機関の実施する研修に参加する場合、交通費、宿泊費等研修に直接必要な経費の2分の1以内の額を、150千円を最高限度に補助する。</p> <p>(3)青少年派遣・受入、中学生海外派遣(国際交流協会への補助) 新市において再編統一する。</p>			
各種団体への協力	<p>各種団体への協力等 (1)(財)香川県国際交流協会 (2)香川県青年海外協力隊を育てる会 (3)(財)オイスカ</p> <p>(5)(財)ラボ国際交流センター(非会員)</p>	<p>各種団体への協力等 (1)(財)香川県国際交流協会 (2)香川県青年海外協力隊を育てる会 (3)(財)オイスカ (4)香川県日中友好協会</p>	<p>各種団体への協力等 (2)香川県青年海外協力隊を育てる会 (3)(財)オイスカ</p>	<p>新市において改めて加入する。 (1)(財)香川県国際交流協会 (2)香川県青年海外協力隊を育てる会 (3)(財)オイスカ (4)香川県日中友好協会 (5)(財)ラボ国際交流センター(非会員)</p>			

報告第65号

各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱いについて

各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成17年7月28日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会  
会 長 平 野 清

合併協定項目番号	23-22	合併協定項目名	各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱いについて	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	福祉分科会
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭児童相談室については、合併時に統一する。</li> <li>・遺児年金については、合併時に再編統一する。</li> <li>・保育時間延長事業については、合併時に再編統一する。</li> </ul>						
項目	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果			
家庭児童相談室	1. 相談業務 2名の家庭相談員が交替で相談 報酬月額 95,000円/名  2. 関係機関との連携調整	—	—	1. 相談業務 2名の家庭相談員が交替で相談 報酬月額 95,000円/名  2. 関係機関との連携調整			
遺児年金	1. 対象 ・現に扶養を受けていた父又は母（養父 母含む）が死亡し、又は3年以上生死不明（遺棄含む）である義務教育終了前の児童 ・市内に1年以上居住(従って1才未満は資格なし)する者 2. 年金支給額 12,000円/年 ただし初回のみ支給事由が生じた月からの月割り支給になる。 3. 申請方法 本人申請（家族） 4. 支給方法 3月口座振替	1. 対象 ・大野原町に住所を有し、義務教育終了前の者かつ父母が死亡しない父又は母を失った者ないし父母又はその一方が3年以上生死不明 2. 年金支給額 12,000円/年（遺児一人につき） 3. 申請方法 ・住民票添付 ・保護者が申請できる 4. 支給方法 9月振込 新たに発生又は消滅のときは月割り	1. 対象 ・町内に住所を有する義務教育終了前の者 父母が死亡した者 父又は母を失った者 父母又はその一方が3年以上生死不明である者 2. 年金支給額 遺児1人につき 13,000円/年 3. 申請方法 保護者が申請を出す 4. 支給方法 毎年9月支給 窓口	1. 対象 ・現に扶養を受けていた父又は母（養父 母含む）が死亡し、又は3年以上生死不明（遺棄含む）である義務教育終了前の児童 ・市内に1年以上居住(従って1才未満は資格なし)する者 2. 年金支給額 12,000円/年 ただし初回のみ支給事由が生じた月からの月割り支給になる。 3. 申請方法 本人申請（家族） 4. 支給方法 3月に口座振替			
保育時間延長事業	1. 通常の保育時間 平日 8時30分～16時30分 2. あくすり保育の時間設定 平日 7時30分～17時30分 3. 希望保育の時間設定 土曜 7時30分～12時30分 4. 延長保育申請方法 時間外保育申込み 土曜希望保育申込み 5. 職員等の体制 平日 16時30分～17時30分 0・1歳児 2名 2・3・4・5歳児 3名 平日 7時30分～8時30分 2名 土曜 11時30分～12時30分 3名 7時30分～8時30分 2名 ・時差出勤・時間外手当 ・施設長は時間外手当なし	1. 通常の保育時間 平日 8時30分～16時30分 2. あくすり保育の時間設定 平日 7時30分～18時00分 3. 希望保育の時間設定 土曜 7時30分～12時20分 4. 延長保育申請方法 時間外保育申込み 土曜希望保育申込み 5. 職員等の体制 平日 16時30分～17時05分 0・1歳児 2名内管理職1名 2・3・4・5歳児 2名内管理職1名 平日 17時05分～18時00分 3名内管理職1名と施設長（又は副所長） 平日 7時30分～8時30分 2名内管理職1名 土曜 3名内管理職1名と施設長（又は副所長） 7時30分～8時30分 2名内施設長（又は副所長）1名 ・施設長（副所長）及び管理職は、超勤手当無し	1. 通常の保育時間 平日 8時30分～17時00分 2. あくすり保育の時間設定 平日 7時30分～17時30分 3. 希望保育の時間設定 土曜 7時30分～13時00分 4. 延長保育申請方法 保護者からの連絡等にて対処 5. 職員等の体制 普段と同様	1. 通常の保育時間 平日 8時30分～16時30分 2. あくすり保育の時間設定 平日 7時30分～18時00分 3. 希望保育の時間設定 土曜 7時30分～13時00分 4. 延長保育申請方法 様式を統一 5. 職員等の体制 各保育所の実績により、職員の配置体制を決定  平成17年度は現行を継続し、統一した制度については平成18年度から実施			

合併協定項目番号	23 - 22	合併協定項目名	各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱いについて	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	福祉分科会																					
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童手当については、合併時に統一する。</li> <li>・民生委員推薦会については、合併時に統合する。</li> </ul>																											
項目	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果																								
児童手当	<p>1.対象 児童を養育している者で、観音寺市において住民基本台帳に記載されている者。かつ一定の児童を看護し、かつその児童と一定の生計関係にあるもの、かつ前年の所得が所得制限限度額未満のもの。</p> <p>2.手当(支給額)</p> <table border="0"> <tr><td>第1子</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>第2子</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>第3子以降</td><td>10,000円</td></tr> </table> <p>3.申請方法 児童手当認定請求書の提出による。 出生、転出入の際</p> <p>4.支給方法 年3回 口座振替</p>	第1子	5,000円	第2子	5,000円	第3子以降	10,000円	<p>1.対象 児童を養育している者で、観音寺市において住民基本台帳に記載されている者。かつ一定の児童を看護し、かつその児童と一定の生計関係にあるもの、かつ前年の所得が所得制限限度額未満のもの。</p> <p>2.手当(支給額)</p> <table border="0"> <tr><td>第1子</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>第2子</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>第3子以降</td><td>10,000円</td></tr> </table> <p>3.申請方法 児童手当認定請求書の提出による。 出生、転出入の際</p> <p>4.支給方法 年3回 口座振替</p>	第1子	5,000円	第2子	5,000円	第3子以降	10,000円	<p>1.対象 6歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を養育している方（ただし、所得額の制限あり）</p> <p>2.手当(支給額)</p> <table border="0"> <tr><td>第1子</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>第2子</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>第3子以降</td><td>10,000円</td></tr> </table> <p>3.申請方法 健康福祉課窓口にて児童手当認定請求書提出</p> <p>4.支給方法 2月・6月・10月にそれぞれ前月分までを届出口座に振込</p>	第1子	5,000円	第2子	5,000円	第3子以降	10,000円	<p>1.対象 児童を養育している者で、観音寺市において住民基本台帳に記載されている者。かつ一定の児童を看護し、かつその児童と一定の生計関係にあるもの、かつ前年の所得が所得制限限度額未満のもの。</p> <p>2.手当(支給額)</p> <table border="0"> <tr><td>第1子</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>第2子</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>第3子以降</td><td>10,000円</td></tr> </table> <p>3.申請方法 児童手当認定請求書の提出による。 出生、転出入の際</p> <p>4.支給方法 年3回 口座振替</p>	第1子	5,000円	第2子	5,000円	第3子以降	10,000円
第1子	5,000円																											
第2子	5,000円																											
第3子以降	10,000円																											
第1子	5,000円																											
第2子	5,000円																											
第3子以降	10,000円																											
第1子	5,000円																											
第2子	5,000円																											
第3子以降	10,000円																											
第1子	5,000円																											
第2子	5,000円																											
第3子以降	10,000円																											
民生委員推薦会	<p>1.取扱事務 民生委員法施行令による</p> <p>2.民生委員数、主任児童委員数、民生委員1人当たり人口</p> <table border="0"> <tr><td>・民生委員数</td><td>80名</td></tr> <tr><td>・主任児童委員数</td><td>19名</td></tr> <tr><td>・民生委員1人あたり人口</td><td>565人</td></tr> </table> <p>3.委員報酬 委員 3,550円/回</p> <p>4.委員数 14名</p>	・民生委員数	80名	・主任児童委員数	19名	・民生委員1人あたり人口	565人	<p>1.取扱事務 民生委員法施行令による</p> <p>2.民生委員数、主任児童委員数、民生委員1人当たり人口</p> <table border="0"> <tr><td>・民生委員数</td><td>24名</td></tr> <tr><td>・主任児童委員数</td><td>2名</td></tr> <tr><td>・民生委員1人あたり人口</td><td>537人</td></tr> </table> <p>3.委員報酬 委員 4,000円/回（県要綱に基づく）</p> <p>4.委員数 14名</p>	・民生委員数	24名	・主任児童委員数	2名	・民生委員1人あたり人口	537人	<p>1.取扱事務 民生委員法施行令による</p> <p>2.民生委員数、主任児童委員数、民生委員1人当たり人口</p> <table border="0"> <tr><td>・民生委員数</td><td>18名</td></tr> <tr><td>・主任児童委員数</td><td>2名</td></tr> <tr><td>・民生委員1人あたり人口</td><td>536人</td></tr> </table> <p>3.委員報酬 委員 9,100円/回（県要綱に基づく）</p> <p>4.委員数 7名</p>	・民生委員数	18名	・主任児童委員数	2名	・民生委員1人あたり人口	536人	<p>1.取扱事務 民生委員法施行令による</p> <p>2.委員数 平成19年11月まで現行のとおり</p> <p>3.委員報酬 委員 7,000円/1日</p> <p>4.委員数 14名以内</p>						
・民生委員数	80名																											
・主任児童委員数	19名																											
・民生委員1人あたり人口	565人																											
・民生委員数	24名																											
・主任児童委員数	2名																											
・民生委員1人あたり人口	537人																											
・民生委員数	18名																											
・主任児童委員数	2名																											
・民生委員1人あたり人口	536人																											

合併協定項目番号	23 - 22	合併協定項目名	各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱いについて	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	福祉分科会
調整方針	・民生委員・児童委員協議会事業については、合併時に再編統一する。						
項目	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果			
民生委員 ・児童委員協議会	<p>1.目的 民生児童委員の活動及び 地区民生児童委員協議会の推進</p> <p>2.事務内容 月1 定例会 4月 総会 9月 市出身者老人施設慰問 2月 地区別研修会 随時4 専門委員会（生活福祉・老人福祉 ・児童福祉・身障者児福祉） 随時独居・寝たきり・高齢者夫婦の実態調査</p> <p>3.協議会数 9</p> <p>4.委員数 99名（主任児童委員19名含む）</p> <p>5.報償額 年額 会長 140,640円 年額 委員 116,800円</p> <p>6.補助金関係 国の制度により決定</p>	<p>1.目的 社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に 立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、 もって社会福祉の増進に努める。</p> <p>2.事務内容 月1 定例会 6月 施設入所者とのふれあい研修 （雲辺寺登山） 8月 県内視察研修 12月 県内施設訪問 3月 町長との懇談会</p> <p>3.協議会数 1</p> <p>4.委員数 26名（主任児童委員2名含む）</p> <p>5.報償額 年額 会長 130,000円 年額 副会長 115,000円 年額 委員 110,000円</p> <p>6.補助金関係 民生委員活動費等負担金交付要綱に基づき申請</p>	<p>1.目的 社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に 立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、 もって社会福祉の増進に努める。</p> <p>2.事務内容 定例会 12回 （内9月 老人福祉施設慰問）</p> <p>3.協議会数 1</p> <p>4.委員数 19名（内主任児童委員2名含む）</p> <p>5.報酬額 年額 会長 130,000円 副会長 110,000円 委員 110,000円</p> <p>6.補助金関係 民生委員活動費等負担金交付要綱に基づき申請</p>	<p>1.目的 民生児童委員の活動及び 地区民生児童委員協議会の推進 運営は社会福祉協議会が運営</p> <p>2.事務内容 月1 定例会 4月 総会 9月 市出身者老人施設慰問 2月 地区別研修会 随時4 専門委員会（生活福祉・老人福祉 ・児童福祉・身障者児福祉） 随時独居・寝たきり・高齢者夫婦の実態調査 支所において単位民協の事務</p> <p>3.協議会数 11</p> <p>4.委員数 現行のとおり</p> <p>5.報償額 年額 会長 140,640円 年額 委員 116,800円</p> <p>6.補助金関係 国の制度により決定</p>			

合併協定項目番号	23 - 22	合併協定項目名	各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱いについて	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	福祉分科会
調整方針	・障害者社会参加促進事業については、合併時に再編統一する。						
項目	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果			
障害者社会参加促進事業	<p>1. 手話及び要約筆記奉仕員関係事業</p> <p>(1) 手話通訳者設置事業 (市手話通訳者設置事業実施要綱) 委託先 香川県ろうあ協会 委託料 450,000円 委託内容 週に1日(月曜)通訳者が福祉事務所において、聴覚障害者の相談等を行う</p> <p>(2) 手話奉仕員等派遣事業 (市手話奉仕員、要約筆記奉仕員派遣事業実施要綱) 委託先 手話 : 香川県ろうあ協会 要約筆記 : ゆうあい観音寺 委託料 手話 : 2時間未満 2,000円 2~4時間 3,500円 4時間以上 5,000円 委託内容 身体障害者等の申請により、委託先に依頼し、奉仕員を派遣する</p> <p>(3) 手話奉仕員等養成委託 委託先 市社会福祉協議会 委託料 410,000円 委託内容 奉仕員養成講座を開講し、奉仕員を養成する</p> <p>2. 自動車運転免許取得・改造助成</p> <p>(1) 自動車運転免許取得助成 (市の助成要綱) 対象者 18歳以上の身体障害者 障害程度が1~4級 助成内容 1人1回限りで、訓練費の2/3以内の額とし、10万円が限度</p> <p>(2) 自動車改造助成 (市の助成要綱) 対象者 重度(1,2級)の上肢・下肢又は体幹機能障害者で就労等に伴い、自らが所有し、運転する自動車に対する助成 助成額 限度額10万円</p> <p>3. 障害者スポーツ大会助成 委託先 市身体障害者協会 委託内容 市障害者スポーツ大会 ・スポーツ教室の開催</p> <p>4. 地域生活アシスタント育成 在宅の知的障害者に対する相談や指導等を行う地域アシスタントを育成する</p>						<p>1. 手話及び要約筆記奉仕員関係事業 観音寺市の例により実施する。 ・手話通訳者設置については、福祉事務所1日、各支所半日の週2日とする。</p> <p>2. 自動車運転免許取得・改造助成 観音寺市の例により実施する。</p> <p>3. 障害者スポーツ大会助成 18年度より実施する。</p> <p>4. 地域生活アシスタント育成 観音寺市の例により実施する。</p>



合併協定項目番号	23-22	合併協定項目名	各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱いについて	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	福祉分科会
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心身障害者小規模通所作業所運営補助事業については、合併時に統一する。</li> <li>・生活保護業務については、合併時に統一する。</li> </ul>						
項目	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果			
心身障害者小規模通所 作業所運営補助事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.対象実施作業所 やまもも作業所</li> <li>2.運営内容 市内在住の心身障害者であって、雇用されることが困難な者等を通所させて必要な訓練を行い、かつ就労の機会を提供する</li> <li>3.申請方法 市の交付要綱に基づき、作業所より交付申請を行う</li> <li>4.助成内容 補助金を年4回に分けて支給する</li> </ol>			現行のとおり実施する。			
生活保護法に 関する業務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.目的 日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。</li> <li>2.対象者 生活に困窮するすべての国民で、法第4条に規定される各自のもてる能力に応じて最善の努力をしても、なおかつ最低生活が営めない者</li> <li>3.事業内容 事業内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護者との相談及び助言（他法活用等）</li> <li>・生活保護申請書の受理</li> <li>・保護の開始及び変更</li> <li>・法の規定による各種扶助の実施</li> <li>・被保護者への指導及び指示</li> <li>・要保護者の資産等の調査、検診命令</li> <li>・要保護者又は扶養義務者の資産、収入の調査の囑託及び報告の請求</li> <li>・被保護者が指導・指示等に従わない場合の保護の変更、停止及び廃止</li> <li>・被保護者が保護を要しなくなった場合の保護の停止及び廃止</li> <li>・法の規定による被保護者が返還すべき額の決定及び費用の徴収</li> <li>・被保護者が単身世帯等で死亡した場合の葬儀等の手伝い</li> <li>・規定による保護の変更、廃止又は停止に伴う保護金品の返還の免除</li> <li>・地区担当員による被保護者世帯への訪問調査活動</li> <li>・査察指導員による査察指導業務</li> </ul> </li> </ol> <p>経理事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護費国庫負担金の交付申請、経理状況報告及び事業実績報告等</li> <li>・生活保護費県費負担金の交付申請、経理状況報告及び事業実績報告等</li> <li>・生活保護費補助金の交付申請、経理状況報告及び事業実績報告等</li> <li>・保護費、保護施設事務費、診療報酬、介護報酬等の口座・窓口支払</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.目的 日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。</li> <li>2.対象者 生活に困窮するすべての国民で、法第4条に規定される各自のもてる能力に応じて最善の努力をしても、なおかつ最低生活が営めない者</li> <li>3.事業内容 事業内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護者との相談</li> <li>・生活保護申請書町経由で県申請</li> </ul> </li> </ol> <p>経理事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・口座払いの場合、県より被保護者の口座へ保護費を振り込む。</li> <li>・窓口払いの場合、町に振り込まれた保護費を窓口で現金にて支給する</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.目的 日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。</li> <li>2.対象者 生活に困窮するすべての国民で、法第4条に規定される各自のもてる能力に応じて最善の努力をしても、なおかつ最低生活が営めない者</li> <li>3.事業内容 事業内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護者との相談</li> <li>・生活保護申請書町経由で県申請</li> </ul> </li> </ol> <p>経理事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・口座払いの場合、県より被保護者の口座へ保護費を振り込む。</li> <li>・窓口払いの場合、町に振り込まれた保護費を窓口で現金にて支給する</li> </ul>	観音寺市の例により統一する。			

報告第66号

各種事務事業（学校給食関係）の取扱いについて

各種事務事業（学校給食関係）の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成17年7月28日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会  
会 長 平 野 清

合併協定項目番号	2 3 2 4	合併協定項目名	各種事務事業（学校給食関係）の取扱いについて	専門部会名	教育部会	分科会名	教育分科会
調整方針	・学校給食関係団体については、合併時に統合できるよう調整する。						
項目	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果			
学校給食会	<p>1.理事会 教育長、各学校長13人、各校PTA会長13人、庶務課長、学校教育課長 年1回</p> <p>2.献立委員会 校長代表（小、中）2人、PTA代表（小、中）2人、各校給食主任13人、調理員代表2人、栄養職員2人、所長 年5回</p> <p>3.給食物資の調達 毎年、公募、審査、理事会で業者決定、入札</p> <p>4.経理 給食会計</p> <p>5.献立調理 調理員</p>	<p>1.理事会 教育長、教育課長、幼・小・中（代表、PTA代表）、栄養職員、給食センター所長</p> <p>2.献立委員会 幼・小・中（長の代表、給食主任）、給食センター職員、栄養職員 随時</p> <p>3.給食物資の調達 毎年運営委員会で納入業者を公募し、審査、決定、入札</p> <p>4.経理 給食会計</p> <p>5.献立調理 調理員</p>	<p>1.豊浜町学校給食会運営委員会 教育長、学校医、幼・小・中（校長、PTA会長、給食主任、PTA代表、調理員代表、栄養職員）</p> <p>2.献立委員会—給食会とは別組織 校長、教頭、給食主任、栄養職員、調理員 毎月</p> <p>3.給食物資の調達 毎年運営委員会で納入業者を公募し、審査、決定する。学期毎に入札</p> <p>4.経理 給食会計 学校事務職員、給食主任、栄養職員</p> <p>5.献立調理 調理員</p>	<p>名称 観音寺市学校給食会</p> <p>組織として統一し、連絡、調整を進める。運営については、当分の間、現行のとおり実施する。</p>			
学校給食センター運営委員会	<p>1.運営委員の構成 助役、教育長、教育委員長、市議会文京民生委員長、中学校校長代表1人、小学校代表1人、中学校PTA代表1人、中学校校長代表1人、小学校代表1人、中学校PTA代表2人、</p> <p>2.委嘱時期 学校長の役員、PTA会長の役員が決定後</p> <p>3.開催時期 各学期中に1回</p> <p>4.給食費の決定</p> <p>5.給食物資調達</p>	<p>1.運営委員の構成 幼、小、中学校の長、幼、小、中学校のPTA会長、保健所長、学識経験者、教育長、教育課長、学校給食センター所長、栄養職員</p> <p>2.委嘱時期 学校長の役員、PTA会長の役員が決定後</p> <p>3.開催時期 年1回</p> <p>4.給食費の決定 運営委員会で諮って教育委員会が決定</p> <p>5.給食物資調達 毎年、公募、審査業者決定 年3回（学期毎）</p> <p>6.献立委員会 校長代表 各学校・幼稚園主任 調理員代表 栄養職員 事務職員 所長</p>	<p>1.運営委員の構成 豊浜町学校給食会運営委員会と同</p> <p>4.給食費の決定 運営委員会で審議し、PTA総会で承認されると決定</p>	<p>名称 観音寺市学校給食センター運営委員会</p> <p>組織として統一し、連絡、調整を進める。運営委員の構成の決定後、速やかに組織活動を実施する。</p>			

( 3 ) その他

(1) 第 1 7 回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程について

・日 時 平成 1 7 年 8 月 2 5 日 ( 木 ) 午後 1 時 3 0 分から

・場 所 大野原町中央公民館 3 階講義室

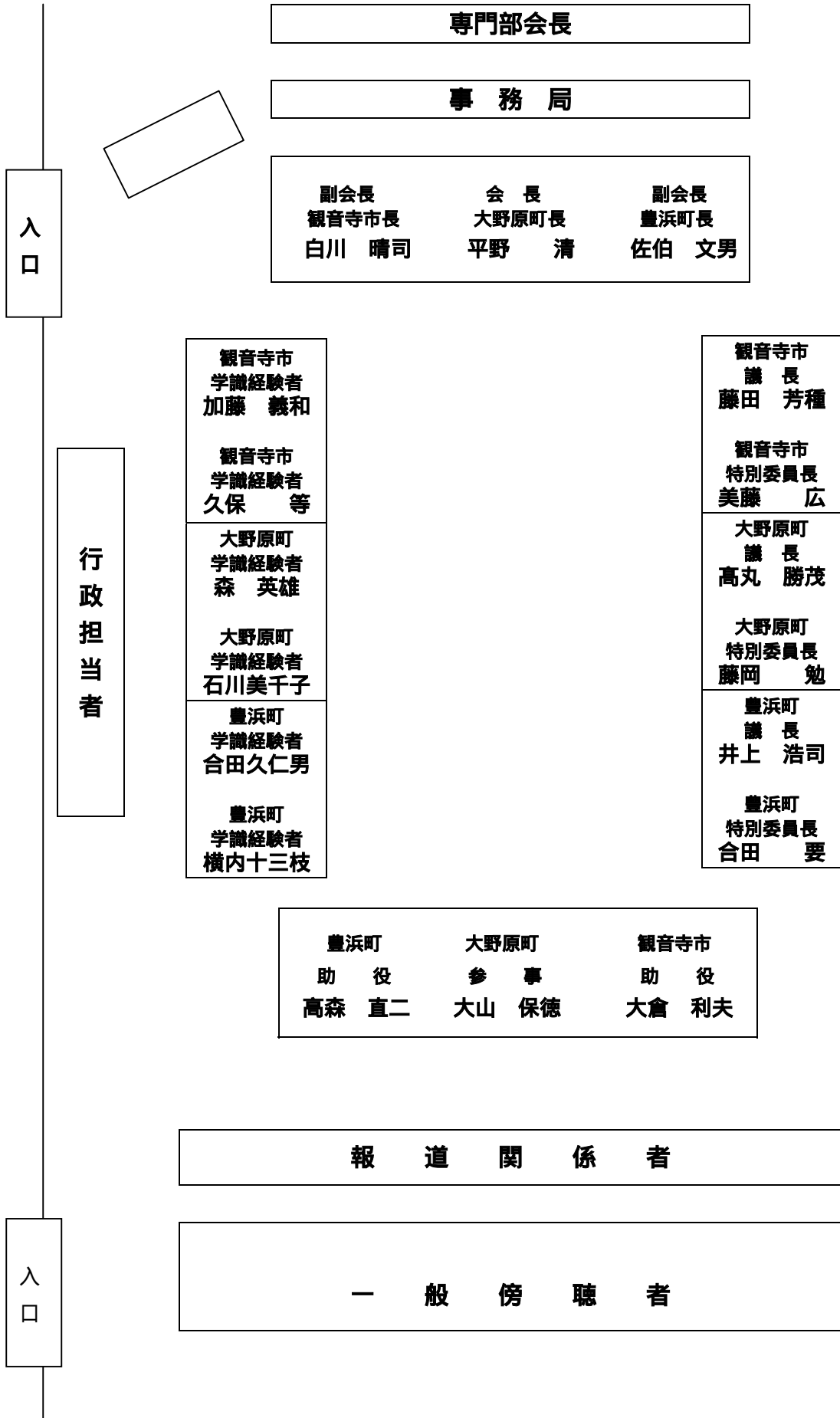
観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会名簿

委員区分	職名	氏名	帰属団体役職等
	会長	平野 清	大野原町長
1号委員	副会長	佐伯 文男	豊浜町長
		白川 晴司	観音寺市長
	委員	大倉 利夫	観音寺市助役
		大山 保徳	大野原町参事
		高森 直二	豊浜町助役
		藤田 芳種	観音寺市議会議長
2号委員	高丸 勝茂	大野原町議会議長	
	井上 浩司	豊浜町議会議長	
	美藤 広	観音寺市議会市町合併調査特別委員会委員長	
	藤岡 勉	大野原町議会合併問題研究特別委員会委員長	
	合田 要	豊浜町議会合併問題研究特別委員会委員長	
	3号委員	加藤 義和	学識経験者（観音寺市）
久保 等		学識経験者（観音寺市）	
森 英雄		学識経験者（大野原町）	
石川美千子		学識経験者（大野原町）	
合田久仁男		学識経験者（豊浜町）	
横内十三枝		学識経験者（豊浜町）	
監査委員	伊瀬 均	（観音寺市）	
	大廣 清雄	（豊浜町）	

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事務局名簿

	役 職	氏 名	帰 属 団 体
1	事務局長	大木 和郎	観音寺市
2	次 長	象山 稔彦	香川県
3	総務広報班長	石川喜代美	大野原町
4	総務広報班	長谷川加奈子	豊浜町
5	調 整 班 長	好川 高雄	観音寺市
6	調 整 班	合田 博晃	大野原町
7	調 整 班	山地 康博	観音寺市
8	計 画 班 長	合田 善春	豊浜町
9	総務広報班	藤井久美子	大野原町臨時職員
10	調 整 班	細川 勝美	大野原町臨時職員
11	計 画 班	小山 悟司	大野原町臨時職員

第16回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会 席次表



専門部会長

事務局

副会長 観音寺市長 白川 晴司	会 長 大野原町長 平野 清	副会長 豊浜町長 佐伯 文男
-----------------------	----------------------	----------------------

行政担当者

観音寺市  
学識経験者  
加藤 義和

観音寺市  
学識経験者  
久保 等

大野原町  
学識経験者  
森 英雄

大野原町  
学識経験者  
石川美千子

豊浜町  
学識経験者  
合田久仁男

豊浜町  
学識経験者  
横内十三枝

観音寺市  
議 長  
藤田 芳種

観音寺市  
特別委員長  
美藤 広

大野原町  
議 長  
高丸 勝茂

大野原町  
特別委員長  
藤岡 勉

豊浜町  
議 長  
井上 浩司

豊浜町  
特別委員長  
合田 要

豊浜町 助 役 高森 直二	大野原町 参 事 大山 保徳	観音寺市 助 役 大倉 利夫
---------------------	----------------------	----------------------

報 道 関 係 者

一 般 傍 聴 者